二　令和六年一月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
（制動装置）
第九条　（略）
2～52　（略）
53　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第百七十一条第九項の規定は適用しない。
一　（略）
二　令和三年十一月一日から令和八年八月三十一日まで（輸入された自動車にあっては令和六年七月一日から令和八年八月三十一日まで、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和三年十一月一日から令和九年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年八月三十一日（貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和九年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
54・55　（略）
56　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「協定規則第152号初版」と読み替えることができる。
一　（略）
二　令和六年七月一日から令和八年八月三十一日まで（貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和六年七月一日から令和九年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年八月三十一日（貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和九年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
57　（略）

二　令和六年一月一日から令和八年四月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年四月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
（制動装置）
第九条　（略）
2～52　（略）
53　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五ｔ以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第百七十一条第九項の規定は適用しない。
一　（略）
二　令和三年十一月一日から令和七年十一月三十日まで（輸入された自動車にあっては令和六年七月一日から令和八年六月三十日まで、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和三年十一月一日から令和九年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和七年十一月三十日（輸入された自動車にあっては令和八年六月三十日、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和九年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
54・55　（略）
56　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「協定規則第152号初版」と読み替えることができる。
一　（略）
二　令和六年七月一日から令和八年六月三十日まで（貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和六年七月一日から令和九年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年六月三十日（貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和九年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
57　（略）